

# 【 自立支援医療(精神通院)支給認定の申請手続きのご案内 】



## 1 申請に必要なもの

### 〈 新規・再申請(有効期間の過ぎた方) 〉

- ① 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
  - ② 診断書(自立支援医療(精神通院)用) [注]精神手帳を診断書で同時申請される方は手帳用診断書でも可
  - ③ 健康保険証
  - ④ 印鑑(申請者が本人ではない場合)
  - ⑤ 収入申告書
  - ⑥ 受給者証(原本)
  - ⑦ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)
- ※令和3年度の市民税の課税状況確認書類(市内に住民票がない人、又はR3.1.1以降転入の人)が必要な場合があります。

### 〈 更新(期限内の方) 〉

※申請の受付は期限の切れる3ヶ月前からです。有効期間を過ぎると「再申請」になります。

- ① 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
  - ② 診断書(自立支援医療(精神通院)用)  
[注1]精神手帳を診断書で同時申請される方は手帳用診断書でも可  
[注2]申請は毎年必要ですが、自立支援医療の診断書は2年に1度の提出です。必要な方のみ提出ください。
  - ③ 健康保険証
  - ④ 印鑑(申請者が本人ではない場合)
  - ⑤ 収入申告書
  - ⑥ 受給者証(原本)
  - ⑦ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)
- ※令和3年度の市民税の課税状況確認書類(市内に住民票がない人、又はR3.1.1以降転入の人)が必要な場合があります。

### 〈 医療機関の変更 〉

- ① 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
- ② 受給者証(原本)
- ③ 健康保険証
- ④ 医療機関等の名称、所在地等の確認できるもの
- ⑤ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

### 〈 保険の変更 〉

- ① 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
  - ② 自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届
  - ③ 受給者証(原本)
  - ④ 健康保険証
  - ⑤ 印鑑(申請者が本人ではない場合)
  - ⑥ 収入申告書
  - ⑦ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)
- ※令和3年度の市民税の課税状況確認書類(市内に住民票がない人、又はR3.1.1以降転入の人)が必要な場合があります。

### 〈 兵庫県内(神戸市を除く)の居住地・氏名等の変更 〉

- ① 自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届
- ② 受給者証(原本)
- ③ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

### 〈 他都道府県(神戸市を含む)からの転入 〉

- ① 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
  - ② 自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届
  - ③ 前回申請時の診断書(写し)
  - ④ 受給者証(写し)
  - ⑤ 健康保険証
  - ⑥ 印鑑(申請者が本人ではない場合)
  - ⑦ 収入申告書
  - ⑧ 兵庫県同意書
  - ⑨ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)
- ※令和3年度の市民税の課税状況確認書類(市内に住民票がない人、又はR3.1.1以降転入の人)が必要な場合があります。

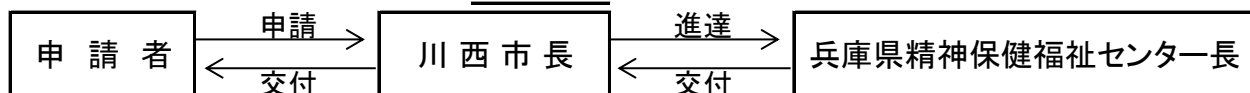
### 〈 再交付 〉

- ① 自立支援医療(精神通院医療)受給者証再交付申請書
- ② 健康保険証
- ③ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

### 〈 返還 〉

- ① 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の返還届
- ② 受給者証(原本)

## 2 申請から受給者証交付まで 約3ヶ月



## 3 申請に必要な診断書作成に要する諸経費は、申請者の負担になります。

従って、審査の結果、自立支援医療(精神通院)の認定がされなくても、その経費は返還できませんので、あらかじめご了承ください。

(担当) 川西市 障害福祉課  
〒666-8501 川西市中央町12-1  
TEL 072-740-1178